

魚津市個人情報保護法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第3条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、市長に対し、法第74条第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、法第74条第2項各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、市長に対しその旨を通知しなければならない。

（個人情報取扱事務の登録）

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録された行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を記載した登録簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を作成し、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（1） 個人情報を取り扱う事務の名称

（2） 個人情報を取り扱う組織の名称

（3） 個人情報を取り扱う事務の目的

（4） 個人情報の対象者の範囲

（5） 個人情報の記録項目

（6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。

(不開示情報)

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示とすることとされている情報として条例で定めるものは、魚津市情報公開条例(平成16年魚津市条例第7号)第7条第2号ウに掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料)

第6条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける者は、文書又は図画の写しの作成及び送付に要する費用その他の開示の実施に要する費用として、規則で定める額を負担しなければならない。

(開示請求書の記載事項)

第7条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(審査会への諮問)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、魚津市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年魚津市条例第4号)第1条に規定する魚津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(実施状況の公表)

第9条 市長は、毎年1回、各実施機関の保有個人情報の開示、訂正、利用停止等についての実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(魚津市個人情報保護条例の廃止)

第2条 魚津市個人情報保護条例（平成16年魚津市条例第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項又は第9条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（1） この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

（2） この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取り扱い事務の委託を受けた者又は個人情報の取扱いを伴う公の施設の管理を行う指定管理者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧条例第13条の規定によりなされた個人情報取扱事務の登録等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項（旧条例第28条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）、第28条第1項又は第36条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第42条の2の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第52条に規定する電子ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（1） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

（2） 第1項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(魚津市情報公開条例の一部改正)

第5条 魚津市情報公開条例(平成16年魚津市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「魚津市個人情報保護条例(平成16年魚津市条例第3号)第2条第3号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項」に改める。

(魚津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 魚津市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年魚津市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「魚津市個人情報保護条例(平成16年魚津市条例第3号。以下「保護条例」という。)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)」に改める。

第3条第1項中「保護条例第42条の2」を「法第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同条第2項中「保護条例第6条第2項第6号及び第3項第2号、第10条第2項第5号及び第3項並びに第11条第2号の規定により実施機関が審査会の意見を聴くこととされている事項その他」を「魚津市個人情報保護法施行条例(令和5年魚津市条例第 号)第8条の規定により、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに」に改め、「保有個人情報に係る重要事項について調査審議し」を削り、「述べるものとする」を「述べることができる」に改め、同条第3項中「及び個人情報保護制度」を削る。

第8条第1項中「保護条例第42条の2」を「法第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同項第2号中「保護条例第20条、第31条及び第39条」を「法第82条、第93条及び第101条」に改める。

(魚津市介護保険条例の一部改正)

第7条 魚津市介護保険条例(平成12年魚津市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「魚津市個人情報保護条例(平成16年魚津市条例第3号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

。